

お客様各位殿

使用済みの注射針および薬ビンの処理に関して

農場で発生する廃棄物は「産業廃棄物」として、農場の責任で適正な処理をおこなうことが義務付けられています。

しかしその特殊性や危険性から、注射針および薬ビンについては感染性廃棄物として処理をおこなう必要があります。

しかし感染性廃棄物を処理する業者を知らないなどの事もあり、一般の農家では感染性廃棄物の適正な処理が難しい状況と存じます。

そこで今後、自家治療等に使用した注射針および薬ビンの処理について弊社で引き受け、感染性廃棄物として処理業者に処理を委託していきたいと考えています。

なお、引き受けおよび処理については下記の通り料金がかかりますことをあらかじめご了承ください。

注射針 : 1250円/kg

薬ビン : 250円/kg

※ 廃棄物を弊社へ持ち込む際には、中身を取り出しやすい容器でお願いいたします。

尚、注射針および薬ビン以外の廃棄物処理については、当面弊社での受け入れに余裕がないため、各農場で産業廃棄物としての処理をお願いいたします。

(株)トータルハードマネジメントサービス

代表 佐竹直紀